

I 地域医療確保に向けた取組

1 避難地域の医療提供体制の再構築

地域の状況に応じ、帰還・居住した住民のほか、復興関連事業従事者等、日中、避難地域で勤務する者に対しても、必要な医療を確保できるよう、避難地域等医療復興計画に基づき医療提供体制の再構築を推進します。

（１）医療施設の再開等支援

ア 医療機関の再開等支援

- 医療機関等の再開に向け、地域で必要とされる医療機能及び医療行為等のために直接必要となる施設・設備整備等に要する費用に対し補助を行います。また、再開した収支が赤字となっている医療機関等の運営費等を補助することにより、医療機関等の再開・診療継続等を支援することで、地域医療のみならず、居住環境の維持を図ります。
- 特に、施設・設備の整備や人材確保に時間を要する病院の再開や経営安定化（経営基盤強化）について、地域の関係機関が連携して支援を行います。
- また、新規に医療機関を開設する取組のうち、地域に必要な医療を提供する場合等について、支援を行います。特に、透析医療については、そのニーズが高いことから、新たに再開又は設置しようとする医療機関に対し、人工腎臓装置等の整備を支援します。
- 人的資源を有効に活用する観点から、他地域の医療機関との連携や福祉・介護分野への進出・連携を行う取組等について、支援を行います。

イ 「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（リカーレ）」の運営

- 帰還した住民等の安心を確保するため、「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（リカーレ）」を運営します。
- 双葉地域において適切な医療提供水準が確保されるよう、日常的な一般診療とともに、公立大学法人福島県立医科大学の専門診療科からの診療応援による医療提供を行います。

（２）二次救急医療提供体制の確保

ア 「ふたば医療センター附属病院」の運営

- 二次救急医療を始めとする双葉地域に必要な医療を確保するため、「ふたば医療センター附属病院」を運営します。
- 双葉地域で二次救急を担う医療提供体制を整備することにより、近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図ります。

イ 「ふたば救急総合医療支援センター」の運営

- 「ふたば医療センター附属病院」の医師を確保し、二次救急医療確保を支援するほか、双葉郡町村と連携し、地域住民の健康支援や避難を継続している住民への情報提供等を行います。

ウ 多目的ヘリ運航に係る支援

- ふたば医療センター附属病院を基地病院とし、双葉地域の救急現場や浜通りの医療機関を中心に運航しており、患者搬送や医師、医療スタッフや

医薬品、医療資機材の緊急搬送を行う等、質の高い高度な救急医療提供を行います。

(3) 避難地域で提供体制の構築を必要とする医療の確保

ア 地域に必要な医療の確保（人工腎臓装置等整備事業）（再掲）

- 透析医療（人工透析）、在宅医療、オンライン診療等、地域に必要な医療を提供するための取組を支援します。
- 地域内で診療を行っている医療機関等の連携体制の構築を支援します。
- 帰還した住民の多くが高齢者であることを踏まえ、遠隔医療等による健康管理を含む医療提供の在り方や関係機関と連携した在宅医療体制を検討するとともに、必要な取組を支援します。

イ 医療機関の再開等支援（再掲）

- 採算見通しの不透明さ等から、震災以前から警戒区域等にあつて、再開していない医療機関等の診療再開に向け、地域で必要とされる医療行為のために直接必要となる施設整備や、運営費等を補助し、再開及び運営を支援します。
- 特に、施設・設備の整備や医療人材の確保に時間を要する病院の再開や経営安定化（経営基盤強化）については、関係機関が連携して支援を行います。
- また、地域に不足する必要な医療機能を提供する場合等について、新規に医療機関を開設する取組に対しても支援を行います。
- 人的資源を有効に活用する観点から、近隣地域の医療機関との連携や福祉・介護分野への進出・連携を行う取組等について、支援を行います。

ウ 「ふたば医療センター附属病院」等との連携体制の構築等

- 双葉地域において、「ふたば医療センター附属病院」を中心とした救急医療体制を構築します。

エ 近隣地域の医療機関の充実・強化

- 避難地域で再開していない又は提供困難な医療等を広域的に確保するため、近隣地域の医療機関において避難地域の医療機関と連携や不足する機能を強化する場合、その充実・強化に向けた取組を支援します。

オ 双葉地域の薬局の再開等支援

- 避難指示解除後に避難地域で再開等を行う薬局及び避難地域で活動する医療機関の薬剤師の資質向上のため、キャリアアップなどの経費を補助する等により、復興を担う人材の育成を支援するとともに、遠隔での服薬指導等、住民のニーズに対応する薬局等の取組を支援します。

カ 「双葉地域における中核的病院」の整備

- 避難地域における医療提供体制を確保し、復興を支えていくため、双葉地域における中核的病院を整備する。

2 近隣地域の医療提供体制の充実

避難住民等による医療需要の増加や避難地域の医療を支えるために必要な医療を確保できるよう、近隣地域の医療提供体制の充実・強化を推進します。

(1) 避難住民等による医療需要の増加に対する対応

ア 休日夜間の初期救急受入体制の整備支援

- 南相馬市の休日夜間急患センター及びいわき市の休日夜間急病診療所が行っている小児を含む夜間救急の運営を支援します。

イ 双葉郡立診療所の運営支援

- 双葉郡の町村が協力して、いわき市の復興公営住宅団地内に設置する2箇所の郡立診療所（好間・勿来）の運営を支援します。

ウ 救急医療従事者の育成

- 救急医療に携わる医療従事者等の資質向上のため、一次救命措置及び二次救命措置等の研修経費を支援します。

エ 双葉地域の薬局等の再開等支援（再掲）

- 避難指示解除後に避難地域で再開等を行う薬局及び避難地域で活動する医療機関の薬剤師の資質向上のため、キャリアアップなどの経費を補助する等により、復興を担う人材の育成を支援します。

（2）避難地域で提供が難しい医療機能に係る機能強化や救急連携強化

ア 周産期医療体制の整備

- 周産期医療体制整備のため、周産期母子医療センター機能を持つ医療機関の運営を支援します。

イ 避難地域で不足する医療の確保、救急医療機関機能強化・連携体制構築

- 避難地域で当面十分な提供が困難と見込まれる周産期医療や透析医療の医療需要に対応するため、近隣地域の医療機関が実施する当該機能の強化のための施設・設備整備等に対し支援を行います。
- 「ふたば医療センター附属病院」など、避難地域の医療機関との連携を構築するに当たって、近隣地域の二次・三次救急医療機関が行う救急医療に係る機能強化のための施設・設備整備に対し支援を行います。

ウ 県外診療応援や医療従事者確保等（浜通り医療提供体制強化事業）

- 県外から医師等の診療応援を受ける医療機関及び県外の医療機関から医療従事者を雇用する医療機関に対し、雇用等に係る人件費等を支援し、医療従事者の確保と流出防止を図ります。

3 原子力災害により不足した医療人材の確保

（1）医師の確保

短期～中期的には、相馬地域、双葉地域を中心とした浜通り地方において稼働している医療機関の勤務医師数を震災前の水準にまで回復させることを目指し、常勤医等の確保を支援します。

長期的には、避難地域の復興を考慮した医療需要に対応できるよう医師の養成、確保と定着を図ります。

<短期～中期的な常勤医等の確保>

ア 浜通り医療提供体制強化事業（再掲）

- 県外から医師等の診療応援を受ける医療機関及び県外の医療機関から医療従事者を雇用する医療機関に対し、雇用等に係る人件費等を支援し、医療従事者の確保と流出防止を図ります。

イ 地域医療支援事業

- 浜通り地方の医療機関を対象として、公立大学法人福島県立医科大学から継続的に医師の配置や派遣をすることで、浜通り地方の住民や作業員等への安定した医療を提供するとともに、救急対応や入院患者の受け入れを図ります。

- 避難指示の解除に伴い住民帰還が進む双葉地域の「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」を対象に、福島県立医科大学から継続的に医師を派遣することで、地域の住民や作業員等への安定した医療提供体制の構築を図ります。

＜長期的な医師確保＞

ア 医師招へい・派遣事業、寄附講座設置支援事業、被災地域医療支援事業

- 浜通り地方をはじめとする被災地の医療提供体制の復興のため、被災地の医療機関等で診療に従事する医師を適時・迅速に県外から招へい・確保します。

イ 医師確保修学資金貸与事業、医師研修・研究資金貸与事業、医師マッチング事業、災害医療研修事業

- 原子力災害の影響等により、浜通りの医療機関を中心に、医師の県外流出等による医師不足が深刻であることから、県内の医療機関での勤務を希望する医学部生に対する修学資金の貸与のほか、研修・研究資金の貸与やマッチング支援等による就業促進等により、医師の確保・定着を図ります。

（２）看護職員等の確保

短期～中期的には、相馬地域、双葉地域を中心とした浜通り地方において稼働している医療機関の看護職員等の確保を支援し、震災前の水準にまで回復させることを目指します。

長期的には、避難地域の復興を考慮した医療需要に対応できるよう看護職員の養成、確保定着及び資質向上を図ります。

＜短期～中期的な看護職員等の確保＞

ア 復興を担う看護職人材育成支援事業（ふるさと就職促進等事業、浜通り看護職員確保支援事業、認定看護師等養成事業、相双地域看護職等就業促進支援事業）、医療人材確保緊急支援事業

- 避難地域の住民帰還に伴う医療需要の増加や、医療機関の再開などに対応できる看護職員が必要であるため、当該地域への就業促進につながる情報発信等の取組や、浜通り地方の医療機関が実施する看護職員等の確保・定着を図るための取組に関する経費の補助を行うとともに、認定看護師等の派遣による専門的な技術指導等による看護職員の資質向上を図ることで、復興を担う人材育成を支援します。

＜長期的な看護職員等の確保＞

ア 復興を担う看護職人材育成支援事業（認定看護師等養成事業）（再掲）

- 相馬地域、双葉地域の病院においては、原子力災害に起因する子育て世代の看護職員の避難に伴い、中堅職員が減少し教育体制が脆弱化しているため、認定看護師等の派遣による専門的な技術指導等により、実践能力の高い看護職員を養成し、質の高い教育体制の構築を支援します。

Ⅱ 医療提供状況の把握

- 1 双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会における関係者からの意見徴取や課題の共有、対策の検討に加え、公的医療機関や地域医療支援病院、市町村代表、住民代表等により構成される福島県地域医療対策協議会における進行管理・事後評価等を通じて、地域の医療提供状況を把握するとともに、各種取組の効果的な実施を図る。
- 2 県内全ての病院を対象に、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査を、毎年1回、都道府県知事等が任命した医療監視員により実施しており、当該検査時に、地域医療確保事業による特例措置が適用される病院等の医療従事者や管理体制等の状況について確認を行う。